

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

平成28年10月

山 県 市

目 次

第1 農業経営基盤の強化促進に関する目標	1
1. 農業農村の概要	1
(1) 立地条件	1
(2) 農業農村の概要	1
2. 農業の基本的な方向	2
(1) 農業構造の動向	2
(2) 農業農村の基本目標	2
ア 経営体の育成	3
イ 担い手の育成確保	3
ウ 農地の保全管理と集落機能の強化	3
3. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	4
(1) 新規就農の現状	4
(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標	4
(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた山県市の取組	4
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
1. 耕種部門の標準的モデル営農類型	5
2. 畜産部門の標準的モデル営農類型	9
3. 経営管理の方法、農業従事の態様等について	10
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	10
1. 標準的青年モデル営農類型	10
2. 経営管理の方法、農業従事の態様等について	12

第3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積 に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	13
第4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	13
1.	利用権設定等促進事業に関する事項	14
2.	農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	19
3.	農用地利用改善事業の実施単位として適当であると認められる区 域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	19
4.	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託 を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	21
5.	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の 促進に関する事項	22
6.	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業	22
7.	その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業	23
第5	農地利用集積円滑化事業に関する事項	24
1.	農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	24
2.	農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認めら れる区域の基準	24
3.	その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	24
第6	その他	29
別紙	1	30
別紙	2	31

第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標

1 農業農村の概要

(1) 立地条件

山県市は、平成15年4月1日に町村合併（高富町、伊自良村、美山町）により市制が施行され、位置は岐阜県の南部、岐阜市の北部に位置し、東は関市、西は本巣郡、北は関市に接している。地勢は山地丘陵部が多く、北端に日永岳1,216mを最高峰として枝状の山岳地帯が南部に低く連なり、長良川の支流武儀川沿いに美山地区、鳥羽川沿いに高富地区、伊自良川沿いに伊自良地区の集落及び耕地が平坦地に形成されている。

市の総面積は約221.98km²で南北25km、東西14kmを有し、その84%が山林である。耕地は5.1%（1,150ha）で、それぞれの河川沿いの平坦地に点在している。人口は28,110人で、世帯数は10,748世帯となっているが、近年、北部地域の過疎化と少子化により減少傾向にある。

主要都市と結ぶ道路は、岐阜市を起点として市内を南北に国道256号が縦貫し、東西に横断する国道418号と主要地方道関本巣線があり重要な幹線道路となっている。

(2) 農業農村の概要

山県市の農業地域類型は都市的地域の高富地区、平地農業地域の富岡・下伊自良地区、中間農業地域の梅原・桜尾・大桑・富波・西武芸地区、山間農業地域の上伊自良・北山・葛原・谷合・北武芸地区・と全ての農業地域類型に区分され、それぞれ特色ある農業経営を営んでいる。市内全域の農業概要は次のとおりである。

地区名	年	農家戸数	専業農家数	第1種兼業農家	第2種兼業農家	耕地面積ha	水稻作付ha
山県市	H17	1,648	105	49	599	1,220	477
	H22	1,461	90	25	426	1,180	435
	H27	1,225	71	32	327	1,150	415

【農家戸数：農業センサス、面積：耕地面積調査、作付面積：作物面積統計調査】

本市の農業構造は、1,225戸で、専業農家は71戸、第I種兼業農家は32戸、第II種兼業農家は327戸である。また、耕地面積は1,150ha（田874・畑273）で、全市に渡り土地基盤整備は概ね完了しているが、平均耕作面積は概ね0.93haで零細な農業経営であり、本市全域で水稻が基幹作物として栽培されているが、地理的条件・気候条件等を考えると、良質な農産物の生産可能な地域は限られる状況である。

また、本市も他市同様に農家戸数・農業従事者が減少・高齢化が急速に進行するなか、土地基盤整備に対応した農業機械の普及により農作業の省力化を推進するも、近年の都市化と社会経済情勢の変化により農業を取り巻く環境は大きく変化し、農業所得水準の低下による農業離れが進行していると考えられる。

このような状況を考慮すると、今後地域の営農活動の担い手と位置づけされる集落営農組織等に対しては高性能機械導入を図り、担い手・生産組織等の育成により生産組織の合理化を図り体制強化は急務である。

近年、増加傾向にある遊休農地については、農地の有効利用を図ることを目的として、農業生産基盤となる優良農地の確保を図るとともに、農村地域の秩序ある農地の有効利用に努めるものとする

とともに、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)を適用し、農業経営改善計画の認定を受けた農業者等への利用集積を図るため、本市、農業協同組合、岐阜農林事務所等と十分な連携を行い飛騨美濃伝統野菜の「桑の木豆・伊自良大実柿」や新たに「ニンニク・ブロッコリー」等の普及・栽培を指導・推進し栽培面積の拡大を図るとともに、環境保全型農業の推進に努める。

引き続き、安心・安全な農産物の生産を図ると共に、地域の特性を生かした農畜産物のブランド化等新商品開発を推進し、加工業者との連携を強化し農業者の所得を確保・向上させる必要がある。

更に、遊休農地の発生防止及び解消に努めるとともに、農業者・集落営農組織が地域の農業の振興を図るため、意欲のある担い手が農業経営の発展を目指すにあたり、これを支援する農業経営基盤強化促進事業等の事業を総合的に実施する。

2 農業の基本的な方向

(1) 農業構造の動向

昭和40年代後半から米の生産過剰基調により、農業生産構造の一大転換を余儀なくされた。これに対応するため、水田の維持管理と水田経営を担当する稲作生産の組織化を図り各地区としての農用地の環境を保全するとともに稲作の生産力を維持してきた。

また、この時期に専業農家を中心に畜産や野菜(夏秋なす)果樹(栗)等の振興を図り、営農組合による生産組織の育成と機械化を図り作業受託の推進を図ってきたが、農業の経済情勢の変化に伴い、農業離れ、兼業農家の増加や農業従事者の高齢化等の問題を抱え、その上畜産、野菜等を中心とした中核農家も減少しつつある。

また、平成28年2月にはTPP協定が署名・最終合意され、国の方法に基づく試算では9~16億円の生産額の減少が見込まれるなど、本県農業への影響が懸念されており、農業者の不安を払拭し、再生産できるように、経営体質の強化など万全の対策を講じる必要がある。

市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての協議の場で女性の参画を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進しつつ、本市のこうした農業構造の現状を踏まえて、これからの農業農村に魅力と希望が持てるようにするにはどうすればよいか。今後の農業農村の活性化にとって深刻な問題である。

このような状況を考慮し農業振興地域整備計画では、総合的な土地利用計画に基づいて生産基盤である優良農地の保全確保に努めるとともに、減少する農業労働力に対処し、農用地の流動化を進めながら、中核農家の育成と流通機能の円滑化を促進することとし、これらに必要な事業を計画的に実施することとしている。

また、農業の振興のためには、「農業後継者の育成対策」「地場特産品の開発」「農業生産基盤の整備」等を推進し、農村環境の保全に努める。さらに、伊自良地区においては、ふるさとクリーン村構想に基づき、有機性資源の環境利用に考慮した農林業に積極的に取り組み、農林業を通じた総合的な環境保全を図るものとする。

(2) 農業農村の基本目標

緑豊かな自然を保ち、田園都市としての環境を保全するためにも、TPP協定に対応した強い農業づくりを進め、協定発効後も再生産を可能にするとともに、将来にわたって、農業の営みを継続し、農村の暮らしを受け継いでいくために、地域農業集団(農事改良組合)による土地利用調整活動等を通じて地域集落での話し合い(消費者も含め)を進め、農用地、林地の維持管理を行う集落営農組織

などの組織経営体の育成が重要である。

一方、産業としての農業経営、つまり企業的な農業経営を育成し希望がもてるようにすることも極めて重要である。そのため、水稲、野菜、果樹、花き、畜産等の農家を対象に将来（概ね10年先）の農業経営の指標となる営農類型を策定し、生産性の高い企業的農業経営を育成するものとする。

さらに、水田経営の大規模化を図るため、作業受託を主体とする機械化営農組合を育成し、農地所有適格法人を対象に農地の利用集積を図り組織経営体の育成を図る。

このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、各地区の立地条件を生かした生産性の高い高付加価値型農業を目標として、効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。

具体的な経営の指標は、他産業並の所得と労働水準を達成することとする。所得については、県民所得と農業所得の伸びを展望し、年間農業所得（主たる農業従事者1人当たりの農業所得）概ね400～500万円の水準の達成を目標とし、主たる農業従事者1人当たり労働時間は（概ね主たる農業従事者1人当たり）1600～2000時間を目標とする。

（岐阜県の指標に準拠）

年間総労働時間	主たる従事者1人あたりおおむね1600～2000時間
年間農業所得	主たる従事者1人あたりおおむね400～500万円

ア 経営体の育成

稲作を中心とする水田農業においては、水田経営所得安定対策を活用し、個別経営体・組織経営体（作業受託含む）が担うような農業構造の確立を推進する。

この目標を達成するための土地利用型農業においては、農事改良組合を中心とした地域農業集団による土地利用調整活動等を通じて、農業経営基盤強化促進事業の積極的な推進により、個別経営体、組織経営体への利用権の設定を推進し規模拡大を図る。組織経営体については、当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人化を図る。効率的な農業を営む経営体については、農業者自らの農業経営改善計画達成のための自主的な努力を助長し、販売も視野に入れた市場への営業努力など消費者に受け入れられる農業を目指す。また、農業経営改善計画の期間を了する農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

園芸、畜産を中心とする経営においては、高品質化、高収量という集約化による規模拡大を図る。畜産経営においては、糞尿処理が問題になっているが、地域の農業農村との連携を図り環境保全に努め健全な畜産経営を推進する。

養鶏経営については、既に法人化している経営体もあるが、企業的経営を備えた経営展開を進める。

イ 担い手の育成確保

山県市の農業を振興するためには、その基本となる農業農村の活性化を目指し、その担い手を育成確保するため、市、農協、関係団体、学校等連携のもとに、総力をあげて、情報を収集し、新規参入者の受け入れ体制、Uターン者、新規学卒就農者への働きかけを推進する。

県及び農業委員会ネットワーク機構（一般社団法人岐阜県農業会議）等関係機関を中心とする法人化推進体制の協力を得て、法人化相談や専門家の派遣、研修会の開催等、担い手の法人化に向けた支援を強化する。

ウ 農地の保全管理と集落機能の強化

土地利用型農業において、担い手農家の経営安定のためには、土地の利用集積によって効率的な作業単位を確保することが最も重要である。農地の保全と集落機能については、農家の大部分を占める兼業農家が重要な役割を果たしていることから、生きがいの農業を行う以外に、地域内に生産性の高い水田経営を実現するために、農地の出し手や管理労力の提供者として、集落機能の強化と、その活用によって、農地の利用集積とその保全管理、生活環境や定住条件の整備を推進する。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

平成26年から毎年1人の新規就農者があり、平成28年までに3人の就農者があった。

今後、就農希望者のニーズに対応した就農研修拠点の拡大や、各種就農支援研修の実施等、技術面での円滑な就農を支援し、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、山口市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や岐阜県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標2000人を踏まえ、山口市においては年間1人以上の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

2(2)農業農村の基本目標に掲げる年間総労働時間(主たる従事者1人あたりおおむね1600~2000時間)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(2(2)農業農村の基本目標に掲げる農業経営の目標の4割以上の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得200万円以上)を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた山口市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構(一般社団法人岐阜県農畜産公社)による紹介、技術・経営面については岐阜農林事務所、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現実に山縣市において展開している優良事例等を踏まえつつ、本市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

1 耕種部門の標準的モデル営農類型

〔個別経営体〕

営農類型	従事者数		経営規模	生産方式
	基幹	補助		
水稲＋小麦＋作業受託 (平坦地)	1名	2名	主食用稲 10ha 飼料用稲 5ha 小麦 8ha 作業受託 10ha (基幹3作業)	〈資本装備〉 トラクター30ps 側条施肥田植機(5条植) コンバイン(4条刈) ダンプ(2t) マニユアスプレッダー ロータリーシーダー 〈栽培技術〉 品種の組合せによる作期の拡大 側条施肥田植えによる省力化
水稲＋小麦＋作業受託 (中山間地)	1名	2名	水稲 10ha 主食用稲 10ha 飼料用稲 5ha 小麦 3ha 作業受託 9ha (基幹3作業)	〈資本装備〉 トラクター30ps 側条施肥田植機(5条植) コンバイン(4条刈) ダンプ(2t) マニユアスプレッダー ロータリーシーダー 〈栽培技術〉 品種の組合せによる作期の拡大 側条施肥田植えによる省力化
水稲＋特用林産 (中山間地)	1名	3名	主食用稲 6ha 飼料用稲 3ha 菌床椎茸15,000菌床	〈資本装備〉 トラクター30ps 側条施肥田植機(5条植) コンバイン(4条刈) ダンプ(2t) パイプハウス ミキサーコンベアー 袋詰め機 殺菌釜 包装機 暖房機 マニユアスプレッダー

				〈栽培技術等〉 (水稲) ・品種の組合せによる作期の拡大 ・側条施肥田植えによる省力化 ・有機栽培米、もち米、酒米など高付価値米の生産 (菌床椎茸) ・一貫生産及び春秋2回栽培、日産250菌床による高収益化 ・機械利用による省力化
水稲+果樹(農産加工) (中山間地)	1名	1名	主食用稲 4ha 飼料用稲 3ha 渋柿 1.5ha (連柿生産3,450連)	〈資本装備〉 トラクター 30ps 側条施肥田植機(5条植) コンバイン(4条刈) ダンプ(2t) マニュアルスプレッダー 乾燥機 自走式噴霧器 渋柿用自動皮剥機(1個/8秒) 〈栽培技術等〉 (水稲) ・品種の組合せによる作期の拡大 ・側条施肥田植えによる省力化 ・収穫時期の早い品種を導入し、連柿生産時期前に収穫 (連柿生産) ・低樹高仕立ての普及、高性能防除機の導入等機械化、省力化の推進 ・自動皮剥機導入による省力化
野菜専作	1名	2名	促成トマト 40a	〈資本装備〉 プラスチックハウス温湯暖房機 トラクター 15ps 軽トラック 動力噴霧機 〈栽培技術〉 品種ファースト 栽植本数 2,400本/10a つぎ木による長段栽培
	1名	2名	冬春トマト 50a (土耕)	鉄骨ビニールハウス 暖房機 管理機 動力噴霧器 トラクター

	1名	2名	冬春トマト 30a (ポット耕)	鉄骨ビニールハウス カーテン装備 ポット耕ベンチ ミスト設備 暖房機 動力噴霧器
	1名	2名	アスパラガス 50a ブロッコリー 40a (露地)	パイプハウス トラクター ロータリー 動力噴霧器 管理機 予冷庫
野菜専作	1名	2名 雇用 3名	いちご 0.45ha	〈資本装備〉 大型ハウス 夜冷育苗施設 トラクター 15ps 温室制御装置 動力噴霧器 環境制御装置 予冷庫(1.5坪) 軽トラック 〈栽培技術等〉 ・夜冷育苗による出荷期の前進 ・ポット栽培の導入 ・予冷出荷
野菜専作	1名	2名	夏秋なす 0.5ha	〈資本装備〉 トラクター15ps 管理機5ps 動力噴霧器 軽トラック 土壌消毒機 畦立て機 自走防除機 灌水装置 マニュアルスプレッダー コンテナ運搬機 大型予冷庫(2坪) 保冷車(農協) 〈栽培技術等〉 ・機械利用による防除、収穫等の省力化 ・優良台木の導入、土壌害虫の防除による生産の安定

花き	1名	3名	グラントカバープランツ 0.2 ha (コクマザサ、ナツボタ ヘデラ、西洋ワナンテン ヤブラシ、シバザクラ等) ポット樹木 0.1 ha (アヘリア、ブルーベリー等)	〈資本装備〉 パイプハウス 暖房施設 灌水装置 動力防除機 保冷库 カーテン トラック 管理機 〈栽培技術等〉 ・自動装置の導入
果樹	1名	6名	栗 4 ha	〈資本装備〉 農協選果場 動力噴霧器 自走式草刈機 軽トラック 〈栽培技術等〉 ・大玉高品質の栗を生産するための低 樹高整枝剪定の実施

〔組織経営体〕

営農類型	従事者数		経営規模	生産方式
	基幹	補助		
水稲＋大豆＋小麦＋作業受託 (平坦地)	3名	3名	主食用稲 2.5 ha 飼料用稲 5 ha 大豆 1.5 ha 小麦 1.5 ha 作業受託 2.0 ha (基幹3作業)	〈資本装備〉 トラクター 50 ps 側条施肥田植機 (8条植) コンバイン (4条刈) ダンプ2 t 大豆コンバイン マニュアルスプレッダー ロータリーシーダー 〈栽培技術等〉 良食味品種の作付による収益性の向上、側条施肥田植えによる省力化、農地集積BRによる作業能率の向上、地域協業による畦畔管理作業の削減
水稲＋大豆＋作業受託 (中山間地)	2名	3名	主食用稲 1.5 ha 飼料用稲 1.0 ha 大豆 1.0 ha 作業受託 2.0 ha (基幹3作業)	〈資本装備〉 トラクター 50 ps 側条施肥田植機 (8条植) コンバイン (4条刈) ダンプ2 t 大豆コンバイン マニュアルスプレッダー

				ロータリーシーダー 〈栽培技術等〉 良食味品種の作付による収益性の向上、側条施肥田植えによる省力化、農地集積BRによる作業能率の向上、地域協業による畦畔管理作業の削減
--	--	--	--	---

2 畜産部門の標準的モデル営農類型

〔個別経営体〕

営農類型	従事者数		経営規模	生産方式
	基幹	補助		
酪農単一	1名	1名	〈飼養頭数〉 経産牛 40頭 育成牛 12頭 子牛 4頭 〈作付面積〉 混播牧草等 10ha	〈資本装備〉 畜舎 堆肥舎 尿溜 サイロ 搾乳ユニット自動搬送装置 トラクター15ps ダンプ2t ハーベスターなど農業機械の共同所有 雇用労働ヘルパー600時間
肉用牛 (肉専用種肥育)	1名	1名	〈飼養頭数〉 黒毛和種 60頭 〈作付面積〉 飼料作物 1.5ha (稲わら)	〈資本装備〉 牛舎 堆肥舎 トラック カッター
養豚一貫	1名	2名	〈飼養頭数〉 繁殖用雌豚120頭 肥育常時飼養頭数 1,200頭	〈資本装備〉 セミウインドレス豚舎 堆肥発酵施設 自動給飼給水機 〈繁殖豚〉 種雌豚=WL、LW 種雄豚=D 〈飼料給与〉 種豚=配合飼料 子豚=配合飼料
採卵鶏	1名	2名	〈飼養羽数〉 採卵鶏 12,000羽	〈資本装備〉 開放型鶏舎 鶏糞ハウス乾燥施設 自動給餌給水機 自動除糞機

ブロイラー	1名	2名	〈飼養羽数〉 ブロイラー 200,000羽 (年間出荷)	〈資本装備〉 ウインドレス鶏舎 自動給餌給水機 除糞用ローダー
-------	----	----	---------------------------------------	--

3 経営管理の方法、農業従事の態様等について

経営管理の方法として、耕種畜産両部門の個別経営体については、複式簿記記帳により経営と家計の分離を図り青色申告を実施する。また、耕種部門の組織経営体は青色申告はもとより経営体質強化のために自己資本の充実を図る。

耕種部門の農業従事の態様等については、家族経営協定の締結に基づく給料制や休日制を導入し、社会保険へも加入する。また、農繁期においては臨時雇用従事者を確保し労働の過重を避ける。畜産部門においても給料制、社会保険の加入はもとより、春・秋の農繁期におけるヘルパー制度の利用により休日を設定し、ゆとりある農業形態とする。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現実に山県市において展開している優良事例等を踏まえつつ、本市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

1 標準的青年モデル営農類型

[平坦地域]

営農類型	従事者数		経営規模	主な資本装備等
	基幹	補助		
水田農業（個別経営体）	1名	2名	12.0ha 主食用稲 0.3ha 飼料用稲 0.3ha 作業受託 11.4ha	トラクター(50ps) 乗用田植機(6条) 自脱型コンバイン(6条) 深耕ロータリー
いちご	1名	1名	0.16ha 高設栽培 0.16ha	パイプハウス 育苗ハウス 高設ベンチ（岐阜県方式） 予冷庫
冬春トマト（土耕）	1名	1名	0.2ha	鉄骨ビニールハウス 暖房機 管理機 動力噴霧器
冬春トマト（ポット耕）	1名	2名	0.2ha	鉄骨ビニールハウス ポット耕システム 暖房機 動力噴霧器
鉢花	1名	6名	0.25ha フアンネルフラワー 0.15ha 栄養系カルピア 0.05ha カレンデュラ 0.05ha	パイプハウス 暖房機 動力噴霧器

養液切りバラ	1名	1名	0.15ha			硬質プラスチックハウス ロックウールシステム 暖房機 かん水装置 選花機 自走式防除システム
かき	1名	1名	1.1ha	富有 (普通+袋) 太秋	1.0ha 0.1ha	スピードスプレーヤー 運搬車 刈払機
アスパラガス +ブロッコリー	1名		0.4ha	アスパラガス ブロッコリー (露地)	0.2ha 0.2ha	パイプハウス トラクター ロータリー 動力噴霧器 管理機 予冷库
アスパラガス	1名		0.2ha			パイプハウス 動力噴霧器 管理機 予冷库

[中山間地域]

営農類型	従事者数		経営規模			主な資本装備等
	基幹	補助				
水田農業(個別経営体)	1名	1名	10ha	主食用稲 飼料用稲 他に作業受託	2.5ha 2.5ha 5ha	トラクター(50ps) 乗用田植機(6条) 自脱型コンバイン(5条)
夏秋トマト	1名	1名	0.3ha			パイプハウス トラクター ロボットスプレーカー 管理機 動力噴霧器 運搬車
もも	1名	2名	0.3ha	もも	0.3ha	スピードスプレーヤー 乗用モア 高所作業台車

[畜産]

営農類型	従事者数		経営規模			主な資本装備等
	基幹	補助				
酪農	1名	1名	経産牛		40頭	畜舎 家畜排せつ物処理施設 搾乳ユニット自動搬送装置 ・トラクター、フロントロー ダー、マニユアスプレッター 等は共同利用
			トウモロコシ		3.6ha	
			混播牧草		7.5ha	
肉用牛一貫	1名	1.6名	繁殖雌牛		63頭	繁殖牛舎
			肥育牛		66頭	肥育牛舎
			混播牧草		5.1ha	パドック
			ソルガム		1.3ha	堆肥舎 乾燥施設 自動給餌機 哺乳ロボット

肉用牛肥育	1名	0.8名	肥育牛 200頭	肥育牛舎 堆肥舎 乾燥施設 自動給餌機
肉用牛繁殖	1名	0.55名	繁殖雌牛 50頭 混播牧草 7.6ha ソルガム 0.9ha イタリアライグラス 1.2ha	繁殖牛舎 パドック 堆肥舎 乾燥施設 給餌車 哺乳ロボット
養豚一貫	1名	2名	母豚 90頭 常時飼養頭数 1,000頭	分娩豚舎 繁殖豚舎 離乳育成豚舎 肥育豚舎 導入隔離豚舎 堆肥処理施設 飼料タンク 自動給餌機
採卵鶏	1名	3名	成鶏めす常時飼養羽数 15,000羽	成鶏舎 大雛鶏舎 飼料タンク 堆肥舎 フォークリフト ショベルローダー 鶏糞攪拌機 洗卵機
肉用鶏	1名	1名	常時飼養羽数 34,000羽 年間出荷羽数 150,000羽	鶏舎 飼料タンク 堆肥舎 スチームクリーナー ショベルローダー

2 経営管理の方法、農業従事の態様等について

経営管理の方法として、耕種畜産両部門の個別経営体については、複式簿記記帳により経営と家計の分離を図り青色申告を実施する。また、耕種部門の組織経営体は青色申告はもとより経営体質強化のために自己資本の充実を図る。

耕種部門の農業従事の態様等については、家族経営協定の締結に基づく給料制や休日制を導入し、社会保険へも加入する。また、農繁期においては臨時雇用従事者を確保し労働の過重を避ける。畜産部門においても給料制、社会保険の加入はもとより、春・秋の農繁期におけるヘルパー制度の利用により休日を設けて、ゆとりある農業形態とする。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標

前記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農用地の利用の集積については、将来の地域の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域における農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域における農用地の利用の集積に関する目標	
現 在 (平成27年)	19%
目 標 (平成35年)	62%

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するために、農地利用集積円滑化事業及び農地中間管理事業等の活用を図り、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営農地の面的集積の割合が高まるように、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者の状況等に応じ、地域の地理的・自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進するとともに、取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図るものとする。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

山口市は、岐阜県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、山口市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

山口市（以降市）は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会、同法第11条の31第1項第1号に規定する事業を行う農業協同組合連合会、農業協同組合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する事業を行う農地中間管理機構、法第4条第3項第1号ロに規定する農地利用集積円滑化事業及び農業構造の改善に資するための事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 法第18条第2項第6号に規定する利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業

に必要な農作業に常時従事すると認められない者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員又は社員(農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合連合会、農業協同組合及び同法第72条の8第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。
- ② 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、基本要綱様式第8号に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、基本要綱様式第8号に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 市の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地利用集積円滑化団体がその事業の実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的のため、基本要綱様式第8号に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②、③及び④に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、(5)の②、③及び④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区又は農地利用集積化円滑化団体からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の

設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に規定するものである場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。）第１条の２各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について市長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - （イ）原状回復の費用の負担者
 - （ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - （エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（８）同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が５年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

（９）公告

市は、市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による市農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の２）があった場合は、その写しを市農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者（法第18条第２項第６号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、市農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア （９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（１）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃借又は使用貸借が解

除されたものとみなす。

- ⑤ 市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業活用を図るものとする。市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 市は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の面的集積の促進に向け、普及啓発活動等を行うことによって農地利用集積円滑化事業の実施の促進を図る。

(2) 市は、関係機関及び関係団体との間で調整を図り、農地利用集積円滑化事業の円滑な推進に努める。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、特別な事情により、集落を単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用の支障がない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第7号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることと見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をする

ものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は 特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けること確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農林事務所、市農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、関係機関等で組織する担い手育成等に関する協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の3に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

青年農業者等育成センター（一般社団法人岐阜県農畜産公社）や岐阜農林事務所、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報の提供を行う。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

市が主体となって岐阜県農業大学校や岐阜農林事務所、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については岐阜県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては岐阜農

林事務所、農業協同組合組織や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1 から6 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の乾田化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 市は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 市は、水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特にこのような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、市農業委員会、県農林事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

市農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、関係機関等で組織する担い手育成等に関する協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

市においては、これまで兼業農家や高齢農家等から担い手への農地の集積が図られ、農業生産が維持・発展してきたところであるが、経営農地が分散化していることにより農作業の負担が増大し、農地の効率的利用が困難な状況にある。また、今後10年で高齢化による離農等がさらに進行し、農地が大きく供給されることが予想されている。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受け能力を高め、さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要となっている。

農地利用集積円滑化団体は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組が期待できること、②地域農業、とりわけ担い手に関する情報や農地の各種情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

① 市における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域（都市計画法（昭和47年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））を除いた市全域を対象として行うことを基本とする。

② 市を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。

なお、市の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等の区域を除いた農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。）を区域とする。

③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合には、特定の農用地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行うこと等により事業実施地域が偏ることがないように、市が市全域における事業実施地域の調整を行うこととする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項

イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項

ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

- ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
- イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
- ウ 農用地等の管理に関する事項
- エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
- ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
- ④ 事業実施地域に関する事項
- ⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、一般社団法人岐阜県農業会議、市農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
- ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法の留意事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

- ① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、市に農地利用集積円滑化事業の承認申請を行い、市から承認を得るものとする。
- ② 市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
 - ア 基本構想に適合するものであること。
 - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
 - ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
 - エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。
 - (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
 - (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を的確に図るための基準を有していること。
 - (エ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、一般社団法人岐阜県農業会議、市農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
 - (オ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。
 - (カ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。
- ③ 市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、市農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及

び事業実施地域を市の公報への記載により公告する。

⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

① 市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。

② 市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

③ 市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消することができる。

ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人）でなくなったとき。

イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。

④ 市は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を市の公報への記載により公告する。

(4) 市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により円滑化事業規程を定めるものとする。

① 市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する 区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

② 市が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、市長は、当該農地利用集積円滑化事業規程について2週間の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所又は時間を公告する。

③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。

④ 市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ市農業委員会の決定を経るものとする。

⑤ 市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めるときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定める農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を市の公報への記載により公告する。

⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(5) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方

農地利用集積円滑化事業及び農地中間管理事業はともに、担い手への農地の集積・集約化を図る事業であることから、利用権の設定等を行おうとする者の希望や地域の状況、活用できる補助金制度等を勘案し、必要に応じて農地利用集積円滑化団体が農地中間管理機構と調整し、適切な事業を行うこととする。

(6) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(7) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。
- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱別紙7第3の4に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
- ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。
 - ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。
 - イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。
 - ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。
- ④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。
- ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(8) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

- ① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。その場合、必要に応じ、市農業委員会の意見を聴くものとする。
- ② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。その場合、必要に応じ、市農業委員会の意見を聴くものとする。

(9) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間とする。

- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、県農林事務所、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(10) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、市農業委員会、農業協同組合、県農林事務所等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成24年10月30日から施行する。
- 1 この基本構想は、平成26年9月26日から施行する。
- 1 この基本構想は、平成28年10月7日から施行する。

別紙1（第4 1の（1）の⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合に利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は岐阜県農畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合法第18条第3項第2号イに掲げる要件

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合その土地を効率的に利用できると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人であるものを除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第4 1の(2)関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続(又は残存)期間	②借賃の算定基準	③借賃支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効果を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でない認められる場合その他特別な事情があると認められる場合には3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定促進事業の実施により設定され（又は移転され）る利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草牧草地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草牧草地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地借賃の水準開発費用の負担区分の割合通常の生産力を発揮するまでの期間等を、総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金銭に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年度農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は貸借人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸借人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費した金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において当該農用地の改良のために費した金額又はその時における当該農用地の改良による増価格について当該利用権の当事者間で協議が調わないときは当事者の双方の申し出に基づき市が認定した額をその費した金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混木林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借権による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費返還
Ⅰの①に同じ。	1 混木林地については、その混木林地の近傍の混木林地の借賃の額、放牧利用の形態当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地についてはⅠの②の3と同じ	Ⅰの③に同じ。	Ⅰの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決算方法	④有益費の償還
Ⅰの①に同じ。	1 作目等毎に、農業経営の受委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を空除することにより算定する。 2 1の場合において、受委託費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却事務管理費等の他、農作業実施者又は農業経営受委託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Ⅰの③に同じ。この場合においてⅠの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受委託者をいう。）」と読み替えるものとする。	Ⅰの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く）の価額に比準して算定される額を基礎とし、その土地の生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>